

「時間帯別口契約 2026年4月1日実施」

における2026年5月検針分から

2027年3月検針分のガス料金算定

に係るその他の供給条件

2026年4月1日実施

蒲原瓦斯株式会社

目 次

1 .	対象-----	1
2 .	適用期間-----	1
3 .	料金表-----	1
付	則-----	2

「時間帯別B契約 2026年4月1日実施」における2026年5月検針分から2027年3月検針分のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「時間帯別B契約 2026年4月1日実施」（以下「時間帯別B契約」といいます。）に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

1. 対象

当社と時間帯別B契約に基づくガスの供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまが対象となります。

2. 適用期間

2026年5月1日から2027年3月31日までに支払義務が発生するものについては、

3. 料金表に基づき料金を算定するものといたします。

3. 料金表（時間帯別B契約第二種、消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金（甲）

① 定額基本料金

1か月につき	33,000.00円
--------	------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	616.00円
------------	---------

（2）基本料金（乙）

① 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	2.86円
------------	-------

② 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	1.10円
------------	-------

（3）基準単位料金

1立方メートルにつき	115.85円
------------	---------

（4）調整単位料金

（3）の基準単位料金をもとに、時間帯別B契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2026年4月1日から実施いたします。